

改正概要説明書

国名： フランス

法令名： 知的財産法

改正情報： 2020 年 8 月 2 日改正

改正概要：

1. 産業財産権庁及び長官の職務の追加

- ・ 産業財産権庁の職務として、商標の無効宣言・取消申請及び特許異議申立の処理を追加した(第 L411 条 1)。
- ・ 産業財産権庁長官の権限として、商標の無効宣言・取消申請の決定及び特許異議申立の決定を追加し、これらの決定に対する上訴はできない旨を規定するとともに、長官の職務独立性及び決定に対する不服申立は控訴裁判所に行う旨、さらに裁判所が決定を破棄する権限についての規定を設けた(第 L411 条 4)。
- ・ 長官の決定には理由を付すべき旨の規定において、その対象に、商標異議の裁定決定並びに商標又は意匠及びひな形に関する取消解除請求の裁定決定、商標の無効宣言・取消申請の決定及び特許異議申立の決定を追加するとともに、これらの決定の通知についても追加した(第 L411 条 5)。

2. 意匠についての欧州理事会規則の扱いの新設

- ・ 欧州意匠についての意匠理事会規則第 71 条(2)所定の費用の額を定める執行命令は産業財産庁が追加する旨の規定を新設した(第 L515 条 2)。

3. 意匠関連訴訟提起の出訴期限の見直し

- ・ 国内意匠の侵害訴訟提起の出訴期限を、「事件から 5 年」から「権利所有者が知った又は知るべきであった日から 5 年」へと変更した(第 L521 条 3)。
- ・ 意匠に係る無効請求訴訟には出訴期限を設けない旨の規定を新設した(第 L521 条 3-2)。

4. 実用新案の存続期間の延長

- ・ 実用新案の存続期間を 6 年から 10 年に延長すると共に、特許に関する規定の準用を整理した(第 L611 条 2)。

5. 特許出願の実体審査の規定の整備

- ・ 特許出願について従来は新規性のみを審査していたが、特許付与可能な主題であること、産業上利用性及び進歩性も審査する旨の規定を追加した(第 L612 条 12(4) (7))。

6. 出願変更の規定の新設

- ・ 実用新案出願から特許出願への変更ができる旨を条文上明記した(L612 条 15 第 2 段落)。

7. 特許異議申立制度の導入

- ・ 新たに特許付与後異議申立の規定を導入したことに伴い、申立人、申立理由、特許所有者の訂正、異議決定(取消・却下)、費用、取消決定の遡及効等、申立の要件と効果の規定を新設した(第 L613 条 23 - 第 L613 条 23-6)。
- ・ 特許クレームの減縮は、異議申立開始後は受理されず、また、無効請求訴訟係属中の減縮は認められる等、異議と訴訟の関係についての規定を追加した(第 L613 条 24 第 3 段落)。

8. 共同体特許条約に関する規定の廃止

- ・ 欧州共同体条約(ルクセンブルク条約)の適用を定めた条文を廃止した(改正前第 L614 条 25 の削除)。

9. 特許関連訴訟の出訴期限の見直し

- ・ 特許侵害訴訟提起の出訴期限を、改正前の「行為が発生してから 3 年」を「権利所有者が知った又は知るべきであった日から 5 年」へと変更した(第 L615 条 8)。
- ・ 特許無効請求訴訟には出訴期限を設けない旨の規定を新設した(第 L615 条 8-1)。

10. 植物品種登録関連訴訟の出訴期限の見直し

- ・ 植物品種登録に係る権利の民事及び刑事の訴訟提起の出訴期限を、改正前の「該当行為の発生から 5 年」を「権利所有者が知った又は知るべきであった日から 5 年」へと変更した(第 L623 条 29)。
- ・ 植物品種登録証明書の無効請求訴訟には出訴期限を設けない旨の規定を新設した(第 L623 条 29-1)。

11. 商標の定義の抽象化

- ・ 商標の定義を、改正前の具体的な例示から「識別する標章」へと抽象化した(第 L711 条の 2)。

12. 商標登録要件の明確化

- ・ 商標登録要件について絶対的不登録事由及び相対的不登録事由をそれぞれ具体的に規定して明確化した(第 L711 条 3, 第 L711 条 4)。

13. 商標に関する手続規定の整備

- ・ 出願時に手数料を納付すべき旨を追加して出願要件を整備した(第 L712 条 2)。
- ・ 情報提供ができる者について、改正前は利害関係人に限られていたのを何人もできるように変更した(第 L712 条 3)。
- ・ 商標異議申立の要件、手続、決定、及び拒絶についての規定を整備した(第 L712 条 4 - 第 L712 条 5-1)。

- ・ 代理人・代表者により不当に商標が登録された場合の正当権利者がとりうる手段に関する規定を新設した(第 L712 条 6-1)。
- ・ 商標出願が拒絶される場合について，異議申立が支持される場合を追加した(第 L712 条 7(4))。
- ・ 商標の更新についての規定を整備した(第 L712 条 9)。
- ・ 職業組合の商標登録についての規定を簡素化した(第 L712 条 13)。

14. 商標登録の効力・取引・無効・取消についての規定の整備

- ・ 商標権は先行権利に対しても行使できる旨の規定を追加した(第 L713 条 1)。
- ・ 商標権の排他的効力について，登録された商標及び商品・サービスの類似範囲の使用並びに評判を有する商標の類似範囲の使用を禁止した(第 L712 条 2，第 L713 条 3)。
- ・ 禁止される行為及び使用について特定する規定を新設(第 L713 条 3-1 - 第 L713 条 3-4)。
- ・ 他人の周知商標の使用が民事責任を負う行為である旨の規定を整備した(第 L713 条 5)。
- ・ 商標権の効力が及ばない場合の規定を整備した(第 L713 条 6)。
- ・ 商標に関する担保権設定に関する規定を追加した(第 L714 条 1)。
- ・ 商標登録が無効・取消とされる場合についての規定を整備した(第 L714 条 3 - 第 L714 条 5)。

15. 証明商標・団体商標についての規定の整備

- ・ 証明商標・団体商標について，定義，登録要件，拒絶・無効・取消の理由，効力等に関する規定を整備した(第 L715 条 1 - 第 L715 条 10)。

16. 商標の無効・取消についての規定の見直し

- ・ 欧州商標指令に従って，商標登録の無効・取消・不使用取消の要件・効果・費用負担・決定・不服申立等についての規定を見直し，特に不服申立先は従来裁判所であったのを産業財産庁に変更する等，規定を見直した(第 L716 条 1 - 第 L716 条 3-1)。

17. 商標の侵害に関する規定の整備

- ・ 商標の侵害について，侵害訴訟の手續，提起できる者，不使用商標の取扱い等について，欧州商標理事会規則に即して変更して整備した(第 L716 条 4 - 第 L716 条 4-5)。
- ・ 新規条文の追加により，関連条文の番号を整理した(第 L716 条 4-6 - 第 L716 条 4-11)。

18. 手續の管轄に関する規定の追加

- ・ 産業財産庁にのみ請求できる手續，裁判所に提起できる手續について，具体的に規定して明確化した(第 L716 条 5)。

19. 欧州商標に関する規定の修正

- ・ 共同体商標が欧州商標と名称を変更したことに伴う所要の修正をした(第 L717 条 1 -

第 L717 条 7)。

改正内容：

・ **第 L411 条 1 - 第 L411 条 5**

産業財産権庁の職務として、商標の無効、取消及び特許の異議の申立並びにこれらに関する上訴に関して明確化された。

・ **第 L515 条 2, 第 L521 条 3-2**

新設条文である。

・ **第 L521 条 3**

侵害に関する民事訴訟の時効に関して明確化された。

・ **第 L611 条 2**

実用新案の存続期間が 10 年間に変更された。

・ **第 L612 条 12**

(7)において産業上の利用可能性、新規性、進歩性が審査されることとなった。

・ **第 L612 条 15**

実用新案出願の特許出願への変更が明確化された。

・ **第 L613 条 23 - 第 L613 条 24**

特許の異議申立てに関する新設条文である。

・ **第 L614 条 25**

削除された。

・ **第 L615 条 8, 第 L623 条 29**

訴訟の時効が 5 年に変更された。

・ **第 L711 条 1 - 第 L711 条 3**

商標の構成要素に関して明確化された。

・ **第 L712 条 2 - 第 L712 条 13**

商標権の取得に関して明確化された。

・ **第 L713 条 1 - 第 L714 条 5**

商標権に関して明確化された。

・ **第 L715 条 1 - 第 L715 条 10**

証明標章及び団体標章に関して明確化された。

・ **第 L716 条 1 - 第 L716 条 3-1**

商標の無効及び取消に関して明確化された。

・第L716条4 - 第L716条4-5

商標権の侵害に関して明確化された。

なお、旧法第L716条6, 第L716条7, 第L716条7-1A, 第L716条7-1, 第L716条14, 第L716条15 は, それぞれ, 新法第L716条4-6, 第L716条4-7, 第L716条4-8, 第L716条4-9, 第L716条4-10, 第L716条4-11 に条文番号が改変された。

・第L716条5 - 第L716条6

商標権に係る裁判管轄に関する新規条文である。

・第L717条1 - 第L717条7

EU 商標に関して明確化された。